

# 災害・緊急時の支援

## 災害時の支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
斜里町災害見舞金	<p>自然災害（火災、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震等）により、斜里町内に居住する世帯や住民が被害を受けた場合                      主な対象被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住家の被害（全壊・半壊・一部損壊等）</li> <li>・浸水被害</li> <li>・災害による負傷</li> <li>・その他町長が特に必要と認める被害</li> </ul>	<p>災害により被害を受けた町民に対して応急援護を行うため、災害見舞金を支給します。</p> <p><b>【住家被害見舞金】</b>                      住家の被害程度（全壊・半壊・床上浸水等）に応じて、町が定める額を支給</p> <p><b>【人的被害見舞金】</b>                      災害により負傷した場合などに、町が定める額を支給</p>	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525
災害弔慰金	<p>暴風・豪雨・豪雪・地震・津波などの自然災害により死亡した方のご遺族</p>	<p>自然災害（地震、風水害、豪雪等）により、被害を受けた町民または、その遺族に対し災害弔慰金を支給します。</p> <p><b>【災害弔慰金】</b>                      災害により死亡した方の遺族に対して                      生計維持者が死亡した場合：500万円                      それ以外の方が死亡した場合：250万円                      （すでに災害障害見舞金の給付を受けた場合はその金額を控除する）</p> <p><b>【災害障害見舞金】</b>                      災害により負傷または疾病を負い、治癒後に重度の障害が残った方に対して                      生計維持者の場合：250万円                      それ以外の方：125万円</p>	
災害遺児養育手当支給	<p>斜里町に住所を有し、交通災害・労働災害・海上災害により生計の中心者を失った児童を現に養育している保護者が対象</p>	<p>災害遺児を扶養している保護者に対し災害遺児養育手当を支給します。</p> <p><b>【支給額】</b>                      災害遺児1人につき月額6,000円                      ※手当は、申出のあった日の属する月から受給資格を失った日の属する月まで毎年3月、9月の2期に区分し、その月分まで支給する</p>	

# 災害・緊急時の支援

## 緊急時の支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
犯罪被害者等 支援遺族見舞 金	犯罪行為（刑法等に規定する生命または身体を害する罪）により死亡し、犯罪発生時に斜里町に住所を有していた被害者遺族。警察に被害届が受理されていることが必要	犯罪被害にあった方のご遺族に対して、犯罪被害の早期回復及び経済的負担軽減のため、被害の状況に応じて遺族見舞金を支給します。  <b>【遺族見舞金】30万円</b>  ※申請期限あり、支給制限事項あり	住民生活課 住民活動係  0152-26-8312
犯罪被害者等 支援傷病見舞 金	犯罪行為（刑法等に規定する生命または身体を害する罪）により傷病を負い、犯罪発生時に斜里町に住所があった被害者。警察に被害届が受理されていることが必要	犯罪被害にあった方に対して、犯罪被害の早期回復及び経済的負担軽減のため、被害の状況に応じて傷病見舞金を支給します。  <b>【傷病見舞金】10万円（療養期間1か月以上）</b>  ※申請期限あり、支給制限事項あり	住民生活課 住民活動係  0152-26-8312